# 韓国出土の文書木簡「牒」木簡と「前白」木簡を中心に

**MIKAMI Yoshitaka** Wooden Documents Excavated in Korea: Especially about Wooden Documents of *Cho* 牒 and *Zenpaku* 前台

## 三上喜孝

#### はじめに

**ずる。** 本稿では、韓国で出土する四面墨書木簡のうち、文書木簡について考

るが、筆者もかつて、この木簡について言及したことがある。 生代が与えられており、その内容は、文書木簡であると考えられている。 年代が与えられており、その内容は、文書木簡であると考えられている。 (1)

見解を述べた。市氏の見解が出されて以降、四面墨書木簡は「前白」木とく二つの見解に分かれる。一つはこれを、「開」の文書木簡ととらえたが、市大樹氏は、判読の順序に疑問になる、「開」の文書木簡ととらえたが、市大樹氏は、判読の順序に疑問になる、「は」の文書本簡とみる見解である。筆者はかつて、の面墨書木簡の文書の性格について、内容の細かな違いを除けば、大四面墨書木簡の文書の性格について、内容の細かな違いを除けば、大四面墨書木簡の文書の性格について、内容の細かな違いを除けば、大四面墨書木簡の文書の性格について、内容の細かな違いを除けば、大四面墨書木簡は「前白」木

能性について論じることにしたい。書木簡を取り上げ、本稿の前半では、これが「牒」の文書木簡である可みる余地もなお残されていると考える。以下では、今一度、この四面墨簡であるとする評価が定まった感もあるが、これを「牒」の文書木簡と

関わりについても考察することにしたい。では、近年韓国から出土した文書木簡の検討を中心に、中国や日本とのでは、近年韓国から出土していることもまた事実である。そこで後半一方、四面墨書の文書木簡の中には、日本の前白木簡のルーツともい

## 一 月城垓字出土四面墨書木簡の再検討

(1)訓読の順序をめぐって、~「牒」木簡か「前白」木簡か~

る(図1)。 「前白」木簡とみる見解をB案として、以下にそれぞれの釈読案を掲げ四面墨書木簡を検討したい。この木簡を「牒」の木簡とみる見解をA案、四面墨書木簡を検討したい。この木簡を「牒」の文書名がみえる月城出土のまず、筆者がかつて取り上げた、「牒」の文書名がみえる月城出土の 使内

A案(三上、李成市〔当初〕)

牒垂賜教在之後事者命盡 経中入用思買白不雖紙一二斤

大鳥知郎足下万引白了

○深津行徳 住官 аьс 大鳥知郎足下万引白了 经中入用思買白不雖紙一二斗 牒垂賜教在之後事者命盡

◎李成市・三上喜孝

c d a b 牒垂賜教在之後事者命盡 大鳥知郎足下万引白了 経中入用思買白不雖紙一二斤

使内

◎尹善泰

a

は 使内 は 様垂賜教在之後事若命盡 は 様一入用思買白不雖紙一二个 は 大鳥知郎足下万(拝)白

※aの「拝」は註で指摘する。

c b

d

◎李鎔賢

d c b a 使内 経中入用思買白不雖紙一二斤 大鳥知郎足下万引白了

a d 使官

※訓読の順番も様々な可能性を想定するが、 最も重点を置いているものを右に示した。

☆漢字は日本の常用体に改めた部分がある。

0 c 牒垂賜教在之後事者命盡『月城垓字発掘調査報告書Ⅱ』

b 大鳥知郎足下万引白了 経中入用思買白不雖紙一二斤

※dの「官」は「内」の可能性も否定してい

ない。

図 1 月城垓字木簡釈読諸説(市大樹 註(2)論文による)

訓読 (李成市当初案を三上が一部改変)

牒す。垂れ賜いし教在り。後事は命ずる盡に。

経中入用と思い買いたし、白に不ずと雖も紙一二斤 大鳥知郎の足下に万引白し了る

使内

B 案 (市大樹、 尹善泰等)

大鳥知郎足下万拝白々

経中入用思買白不雖紙一二斤

牒垂賜教在之後事者命盡

使内

#### 訓読

大鳥知郎の足下に万拝みて白し白す

牒を垂れ賜えと教在り。後事は命を盡して 経中入用と思しめし、白にあらずと雖も紙一二斤を買えと。

使内

### [内容] (市

となる紙を、たとえ白紙でなくてもよいので、一二斤買いなさい、 令の旨を取り次ぎ、牒を発給していただくよう、お願い申し上げる という牒を垂れ賜いなさいという命令がありました。(そこで本命 次第です)。後の事は命令の意を十分に察して処理してください。 大鳥知郎様の足下で常に拝礼して、お願い申し上げます。経で必要

からはじまる行を始点として、左の行へと読んでいくべきであると考え んでいくと考えているのに対し、 は、 A案とB案の最大の相違点は、木簡を読み進める方向である。 A案 四面墨書木簡を、 「牒」から始まる行を始点として、右の行へと読 B案は、四面墨書木簡を、「大烏知郎

へと読み進めていくのが一般的で、後述するように他の韓国出土の四面 通常の訓読の順序としては、四面木簡を右に回転させながら、 左の行

> 案は、この「左の行へと読み進めていく」という原則が大前提となって 木簡も、そのほとんどが左の行へと読み進めていく形になっている。 В

大の弱点である。 たしかに、木簡を左に回転させながら、右の行へと読み進めてくこと 通常の文書の読み方としては一般的ではない。 A案は、 その点が最

がって、釈文と訳文を掲げる。 郡に所在する開仙寺石燈記がその一つである。旗田巍氏の解釈にした 石文の中に、まれにみられることに、 しかし、文書の内容を右の行へ読み進めていく事例は、 注意しておく必要がある。 朝鮮半島の金

○開仙寺石燈記

景文大王主

文懿皇后主大娘主願立

炷唐咸通九年戊子中春夕

継月光前国子監卿沙干金

中庸送上油粮黄租三百碩

僧霊判 建立石燈

龍紀三年辛亥十月日僧入雲京租

常買其分石保坪大業渚畓四結℡□□ 百碩烏乎比所里公書俊休二人

東令行土北同 奥畓十結 東令行土西北同土南池宅土西川 奥畓十結 畦田南池宅上□

立した。 国子監卿沙于金中庸は油粮黄租三百碩を送上し、僧霊判が石燈を建 てる。唐の咸通九年(八六八)二月)戊子中春夕、月光を継ぎ、 (景文大王、 文懿皇后、 大娘主の願いにより、燈に炷 (燈心)を立 前

を常買した。)

休の二人より其分石保坪・大業渚畓四結(中略)奥畓十結(中略)龍紀三年辛亥十月日、僧入雲は京租一百碩で烏乎比所里の公書・俊

案が 文の解釈に難が生ずる点もあるように思える ち五本に、 で、 て、 能性があることも、 寺に寄進されたのであろう。朝鮮半島最古の田券として知られている。 なわち左行から右行へと書かれている。買得した水田は寺領として開仙 田 の龍紀三年(八九一)に僧入雲が烏乎比所里の公書と俊休の二人から水 このように紙の文書ではない場合、 開 一四結を買得したことを記している。内容から見て、反時計回り、 現在韓国の全羅南道潭陽郡に所在する。石塔の火舎の窓柱八本のう 唐の咸通九年 - 仙寺石燈は、新羅第四八代の景文王とその王妃・王女の発願によっ 「左の行へと読み進めていく」ことを当然の前提とすることで、 各二行ずつ計一〇行にわたり、石塔建立の由来とともに、 (八六八)に建立された高さ約三・五メートルの石燈 一応考慮に入れておかなければなるまい。 文書の内容が右の行へ展開する可 さらにB 唐 本 す

以下、具体的にそのことについて述べてみたい。

## (2) 用語の検討

## ①「白」の下の縦棒

る。これについても、さまざまな見解がある。「大鳥知郎」の行の文末に「白」があり、その下に縦棒が引かれてい

ある」と指摘している。 「4」 で例は漢簡に多くあり、それは追記を防ぎ文書の終末を強調するためです例は漢簡に多くあり、それは追記を防ぎ文書の終末を強調するためで 深津行徳氏はこれを「了」の字と判断し、「文末の「了」を長く伸ば

(図2)。ただし氏は、最後の縦棒を「白の最後の画を長く伸ばしたも金秉俊氏も近年、漢簡の事例などを参考に、同様の指摘をしている(5)

の」とみている。

い。

家の読み方が確実に誤りであるということじたいは、論証されていな象の読み方が確実に誤りであるということじたいは、論証されていなり、木簡を反時計回りに回転させながら、右の行へと読み進めていくA字とみる必然性もなくなる」とする。しかしこれは一種の循環論法であっまが成り立たないとすれば、a面が文末になるとはいえず、「了」の訓読が成り立たないとすれば、a面が文末になるとはいえず、「了」の訓読が成り立たない。

ことが示されているのではないだろうか。あると考える。この長い縦画があるからこそ、文書の文末がここにあるあしる、深津氏や金秉俊氏の指摘は、十分に考慮するに値するもので

## 「牒」を冒頭に書く事例

2

簡がある。 ・ のは、、 がに、 のないでは、 のでは、 がでは、 がでいるように、 日本の事例では、 が質県湯ノ部遺跡出土の「牒」 大いるように、 日本の事例では、 が質県湯ノ部遺跡出土の「牒」 大いるように、 日本の事例では、 がでいるいて検討する。 よく知

战 <u>革</u> 楪 乜	壊及於□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	·「次之□丁□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	久蔭不潤□[]□蔭人 」	自従二月已来[]養官丁	・「牒、玄逸去五月中□□蔭人	・「丙子年十一月作文記」(右側面)
		9				

また、養老公式令44牒式条も、右側面の「丙子年」は天武天皇五年(六七六)と考えられる。

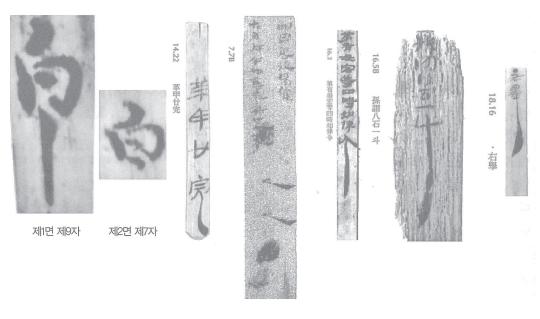


図2 月城垓字木簡文末事例 (金乗俊註(5)論文による)

としている。

烏知郎に対して、木簡作成者(上申者)が敬意を表したものと考える」わゆる尊敬の補助動詞と称されるもので、「牒を垂れ」る主体である大「牒垂賜教在」を「牒を垂れ賜えと教在り」と読み、市氏によれば、「いさて、その「牒」で始まる行について次に検討する。B案によると、③「牒垂賜教在之」

「牒」で書き出す書式である。

件人物於前。

有人物名数者。

牒式

牒云云。謹牒。

年月日 其官位姓名牒

右内外官人主典以上。縁事申牒諸司式。

(三位以上。

去名。〉

若

うように上申したものがこの木簡であるとするが、A案では、この木簡 それを受けて、 そのものが、「教」を受けて出された「牒」であるとみる。 が出されたとする。ただしB案は、「教」を受けて「牒」を出してもら は結果的には、 がないと考えるのであるが、このように読む場合、まず「教」 を発給すると考えたほうが理解しやすいのではないだろうか。 なりはしまいか。教(命令)を受けた人物が、その「教」を受けて「牒 を出すように(木簡で)上申するということになり、やや複雑な想定に この点から筆者はやはり、 なお、「賜」を尊敬の補助動詞として使用することは、通常の漢文で この解釈に立った場合、 市氏の解釈と同様である。市氏も、 「牒」が出されたことを意味することになる。実はこれ 「教」を受けた人物が、上位者に対して「牒 「牒す。垂れ賜う教在り」と読む方が無理 「教」を受けて「牒 一があり、

はあり得ないが、日本では、辛巳年(六八一)の山上碑に、

辛己歳集月三日記

佐野三家定賜健守命孫黒売刀自此

新川臣児斯多々弥足尼孫大児臣娶生児

長利僧母為記定文也 放光寺僧

れたものであろう。この使い方は、朝鮮半島で広く使われていたものが、日本列島に受容さとあり、「定賜」というように「賜」が尊敬の補助動詞で使われている。

#### 信

べている。古く小倉進平氏は、「使内」は、吏読とみて間違いないであろう。李成市氏は、「朝鮮時代「使内」は、吏読とみて間違いないであろう。李成市氏は、「朝鮮時代

「使内乎

先犯徒罪年限未満為在人乙幷以四年分徒役使内乎事(徒役せしめ

「使内在

ます事) [大明律]

伴倘以使内在人等乙良(使役として徒った人びとをば)免罪充軍

〔大明律〕

ための文言であることが確認できる。いったことを述べており、「行う」あるいは「行った」ことを確認するいったことを述べており、「行う」あるいは「行った」の義である」とます」「…せしめます」の義である。「使内」は「使内乎」の省略せられといった事例などをもとに、「「使内乎」は、(略)「行使します」「行いといった事例などをもとに、「「使内乎」は、(略)「行使します」「行い

この

「使内」については、全体の文脈の中でどのようにみるべきか

れている。 たって、継続的に使われていた語であることが確認できる。 「仏国寺西石塔重修形止記」にもみえる。新羅から高麗、朝鮮時代にわ なお、「使内」は、高麗時代一一世紀の「仏国寺无垢浄光塔重修記」 と別筆であるかどうかは、判断しがたい。 (1) なお、「使内」は、高麗時代一一世紀の「仏国寺无垢浄光塔重修記」 と別筆であるかどうかは、判断しがたい。

46当寺邦彦僧亦/ː·匠是等為**使内**亦在『仏国寺无垢浄光塔重修記』(一○二四年)

99右之為形止以使內乎事是/在

『仏国寺西石塔重修形止記』(一〇三八年)

18......□以指**使內**在分衆僧寶條.......

□分釈琳僧酒龔菓幷衆僧指**使內**在分居光僧

24…□使內遣斗頂石下是白在分卅日飰

ことを、あらためて確認しておくにとどめる。
内容から、「牒」木簡とみる見解もまったく成り立たないわけではない大書木簡である可能性についていまいちど検討した。木簡の記載様式やに相当する文書木簡であるとする有力な見解に対し、「牒」ではじまる以上、月城垓字出土の四面墨書木簡をとりあげ、これを「前白」木簡

式令で定められたもの以外にも、さまざまな使われ方をしていた。ているからである。前稿で指摘したように、牒の文書様式は、律令の公文書様式が、東アジアに共通した、柔軟な文書様式であることに注目しず者がこの木簡を「牒」の木簡であることにこだわるのは、「牒」の

で行用される文書という原則とは別に、実態としては上申・下達文書としるもそも中国の唐代においても、牒は、統属関係にない官府や官人間

前に、実態のレベルで東アジアに伝播していたのである。碍ともいうべき牒の文書様式の汎用性は、公式令を含む律令制の導入以して公私にわたって広く使用されていたことが指摘されている。融通無して公私にわたって広く使用されていたことが指摘されている。融通無

手がかりが多く残されているといえよう。をの一方で本本簡で注目すべきは、本本簡にみえるさまざまな漢字表明についてである。純粋な漢文ではなく、おそらくは新羅語の語順に漢切についてである。純粋な漢文ではなく、おそらくは新羅語の語順に漢の新羅でどのように漢字を自語の文法の中にあてはめていったかを知るの新羅でどのように漢字を自語の文法の中にあてはめていったかを知るといえよう。

る。
本古代の「前白」木簡にあたる韓国出土木簡についてみていくことにすられるものであること自体はまぎれもない事実である。そこで次に、日が文書木簡であり、しかも日本の「前白」木簡のルーツにあたると考えが文書木簡であり、しかも日本の「前白」木簡のルーツにあたると考える。

## 一前白木簡と白文書

あるとされてきた。
による命令のなごりがあるされ、その代表的な事例が、「前白」木簡で原伝達から文書へ」という流れである。古い段階の文書には、口頭伝達頭伝達から文書へ」という流れである。古い段階の文書には、口頭伝達

【史料1】奈良県飛鳥池遺跡出土木簡(7世紀後半)

·官大夫前白 □田取 小山戸弥乃 □田取 小山戸弥乃 □田取 加須波□鳥麻呂

野西戸首麻呂 大人 阿佐ツ麻人□留黒井・以波田戸麻呂 安目 汙乃古

ら、このような書式になったとも考えられてきた。りでなく、実際にこの木簡は、某人の前で口頭で読み上げられたことか簡である。律令制以前の古い書式をとどめているといわれる。そればか日本では七世紀後半の飛鳥・藤原京時代を中心に多く用いられた文書木「前白」木簡とは、「某の前に白す」という書式を持つ木簡のことで、

するようになった。 注目されてきたが、「前白」木簡は近年では韓国の古代遺跡からも出土れる以前には口頭により情報が伝達されたという特質を示すものとしてこの木簡は古代日本における情報伝達の特質、すなわち、文書が使わ

最近の発見で注目されるのは、韓国南部の咸安郡にある城山山城出土最近の発見で注目されるのは、韓国南部の咸安郡にある城山山城出土した。木簡の年代は、木簡にみえる官位の記載いちみて、六世紀半ば頃のものと推定できる(一部異論もある)。出土からみて、六世紀半ば頃のものと推定できる(一部異論もある)。出土した多くは荷札木簡と呼ばれるものだったが、二〇一六年の第一七次調した多くは荷札木簡と呼ばれるものだったが、二〇一六年の第一七次調をで、四角柱の四面に文書が書かれた次のような木簡(以下、この形状の木簡を四面墨書木簡とよぶ)が出土した。

○韓国・咸安郡・城山山城出土四面木簡(六世紀半ば)

- ・三月中眞乃滅村主憹怖白
- □城在弥即介智大舎下智前去白之
- 即白先節本日代法稚然
- 伊毛罹及伐尺采言□法卅代告今卅日食去白之

役人の名が記されている。村主」が記され、第2面にこの木簡の受信者である、大舎の官位をもつ村主」が記され、第2面にこの木簡の受信者である、大舎の官位をもつ全体の内容は未詳だが、第一面に、この木簡の発信者である「真乃滅

から、「小舎の前に呼びまして…」といった意味にはならないだろうか。	
(室) (室) は、吏読では「…しまして」といった意味で使われること	・城上蒲黄去□□□賜□
(20) とすると、「白」は「白す」ではなく、「白遣」と吏読で読む可能性があ	· 須城道使村主前漢城城火□□
ただし、「白遣」のあとにやや空白があり、「白遣」でひとまとまりだ	・戊辰年正月十二日明南漢城道使
ります」と解している。 ⑸ 目を「小舎の前に謹んで申し上げます。居生小鳥を派遣して、□□を送	○韓国・河南市・二聖山城出土木簡 (エン)
た木簡についてみてみたい。尹善泰氏は、これを前白木簡とみて、一行	きた。このうち、二聖山城から出土した木簡は、次のようなものである。
いずれも断片的で、意味が取りにくいが、この中で「小舎」と書かれ	(g) 河南市の二聖山城や慶州市の月城垓字からも出土していると指摘されて
	これまでも、日本の「前白」木簡と同様の書式を持つ木簡が、韓国・
· 公取□開在之	に「村主敬白」とあり、第四面の最後にも「白」の字がみえる。
·米卅斗酒作米四斗并卅四斗瓮□□	やはり内容は難解だが、書き出しが「六月中」の行から始まる第一面
· 兮刪宋公前別白□□	
	· 卒日治之人此人鳥馮城置不行遣之白
· 文人周公智吉士	・□去□石日率此□□更□荷□□□
・急陻為在之	・□□智伐大□□也善功六□大城従人士卒日
・阿尺山□舟□至□慎白□□	・六月中□多馮城□□村主敬白之 烏□□成行之
・典中大等赴告沙喙及伐漸典前	○韓国・咸安郡・城山山城出土四面木簡(六世紀半ば)(⑸)
·宿二言之 此二□ 官言在	れも文書木簡である。
・□小舎 敬呼白遣 居生小烏送□□	城山山城からは、もう一点、四面墨書木簡が出土している。やはりこ
ĬĬ	できない。
○月城垓字二○一七年度出土木簡(㎡)	単体で「申す」ととらえるよりも、別の意味の吏読である可能性も否定
	「去白之」というフレーズは、第四面の「去白之」にもみえており、「白」
た文書木簡が出土している。	舎様の前に申し上げます」という意味の可能性が当然考えられるが、
また、近年の慶州・月城垓字の調査でも、三面ないし四面に墨書され	第二面文末に「前去白之」とあり、日本の「前白」木簡と同様に、「大
「前白」木簡と類似した表現とみることができる。	は「憹怖白」とあり、「恐れながら申し上げます」という意味であろう。
この木簡にも「村主前」といった文字がみえ、これもやはり日本の	この木簡では、「白」の文字が繰り返し使われている。第一面文末に

留意しておかなければならない。か、ということである。「白」の文字は吏読でもよく使用されることもか、ということである。「白」の文字は吏読でもよく使用されることもたとしても、それがただちに「白す」と読むとは限らないのではないいずれにしても注意しなければならないのは、「白」の語が確認されいずれにしても注意しなければならないのは、「白」の語が確認され

続いて、二〇一九年に釈文が公開された木簡をとりあげる。

- ·□部弗□智小舎易稲参石粟壹石稗参石大豆捌石
- · 金川一伐上内之 所白人 登彼礼智一尺 文尺智重一尺

と読め、つまりこの木簡を読み上げた人物をさすのではないかと考えらた、三行目に「所白人」という文字がみえるが、これは「白す所の人」た、三行目の「再拝」の下の文字は「白」と読める可能性がある。まると、一行目の「再拝」の下の文字は「白」と読める可能性がある。まると、一行目の「再拝」の語は明確には確認できないが、写真を観察すであることを示す「白」の語は明確には確認できないが、写真を観察すであることを示す「白」の語は明確には確認できないが、写真を観察す

が特徴である。

をころで、「前白」木簡を含んだこれらの文書木簡は、いずれも四角ところで、「前白」木簡を含んだこれらの文書木簡は、いずれも四角ところで、「前白」木簡を含んだこれらの文書木簡は、いずれも四角

> いだろうか。 角柱に一行ずつ記していく朝鮮半島の文書木簡の影響によるものではなえられる。七世紀の文書木簡に一行書きという特徴がみられるのは、四

書規範のうちの、一部であるということも示している。やが東アジア各地で導入される以前に、定型化した文書規範が木簡という形で広まっていったことを示している。同知られていたことは疑いない。このことは、律令制の導入以前に、東ア知られていたことは疑いない。このことは、律令制の導入以前に、東ア知られてはいないが、律の公式令には規定されてはいないが、律

るべきであろう。 日本独自のものではなく、中国の晋代の木簡等に求めることができると日本独自のものではなく、中国の晋代の木簡等に求めることができると日本独自のものではなく、中国の晋代の木簡等に求めることができるとこの「前白」木簡に最初に注目した東野治之氏は、この書式の起源を、

(%) 一例として、關尾史郎氏が紹介している走馬楼呉簡の木牘の例をあげ「例として、關尾史郎氏が紹介している走馬楼呉簡の木牘の例をあげ

州吏姚達誠裕大男趙式等三戸口食十三人□在部界、謹列人名口食年籍分別言、案文書、輒部歳伍五京陳□毛常等隠核所部、今京関言、都郷勧農掾郭宋叩頭死罪白、被曹勅、條列郷界方遠□居民、占上戸

紀各別為簿、如牒、謹列言、宋誠惶誠恐叩頭死罪死罪

詣 戸 曹

郷勧農掾郭宋叩頭死罪白」とあり、白文書であることがわかる。正し、「簿」を作成して提出した際の送り状とされている。冒頭に「都正組当の勧農掾郭宋が、戸曹の命を受けて、戸籍の遺漏や過ちを修

う。 それが朝鮮半島を経て七世紀の日本列島で使用されたとみるべきであろそれが朝鮮半島を経て七世紀の日本列島で使用されたとみるべきであろこれはほんの一例であるが、「白」文書の起源は明らかに中国にあり、

#### おわりに

の意味について考察した。 の意味について考察した、韓国の近年の出土例を紹介しながら、それゆる「前白」木簡について、韓国の近年の出土例を紹介しながら、そて、これを牒の木簡である可能性をあらためて検討した。後半では、い本稿の前半では、慶州の月城垓字から出土した四面の文書木簡につい

ある。の「白」文書に求められる、といったことは、すでに共通の理解となりの「白」文書に求められる、といったことは、すでに共通の理解となりの「白」文書に求められる、といったことは、すでに共通の理解となり

日本の古代文書の特質の一つとして、しばしば「口頭伝達から文字に日本の古代文書の特質の一つとして、しばしば「口頭伝達から文字にの問題としてとらえなければならないのではないだろうか。

一世のの問題としてとらえなければならないのではないだろうか。

「田本の古代文書の特質の一つとして、しばしば「口頭伝達から文字にの問題としてとらえなければならないのではないだろうか。

## 類学論集』七、二〇〇六年、以下、「前稿」。 三上喜孝 「文書様式「牒」の受容をめぐる一考察」『山形大学歴史・地理

· 人

2

- 吉川弘文館、二〇〇六年。 深津行徳 「古代東アジアの書体・書風」『文字と古代日本5 文字表現の獲得

4

- 二○一八 F (韓国吾)。
  (5) 金乗俊 「月城垓字二号木簡再読」『木簡と文字』二○、韓国木簡学会、
- (6)『木簡研究』一四、飛鳥資料館展示図録『木簡黎明 飛鳥に集ういにしえの文二〇一八年(韓国語)。

字たち』二〇一〇年。

- 上碑の世界』多胡碑記念館展示図録、二〇一八年。 (7) 小倉慈司・三上喜孝編 『国立歴史民俗博物館研究叢書4 古代日本と朝鮮の石(7) 小倉慈司・三上喜孝編 『国立歴史民俗博物館研究叢書4 古代日本と朝鮮の石
- (韓国語)。(8) ペクドゥヒョン 「月城垓字木簡の吏読資料」『木簡と文字』二〇、二〇一八年
- 風景』朝日新聞社、二〇〇二年。(9) 李成市 「古代朝鮮の文字文化」国立歴史民俗博物館編『古代日本 文字のある
- (1) 小倉進平 『郷歌及び吏読の研究』京城帝国大学、一九二九年
- 究にむけて―」 佐藤信編『律令制と古代国家』吉川弘文館、二〇一八年。(11) 三上喜孝 「慶州仏国寺重修文書の予備的考察 ―古代中世東アジア古文書研
- ら十~十四世紀を探る』汲古書院、二〇一三年。体系とその変遷 ―牒・帖・状を中心に―」『東アジア海域叢書 7 外交史料か中村裕一 『唐代公文書研究』汲古書院、一九九六年、赤木崇敏 「唐代官文書

12

飛鳥資料館展示図録 『木簡黎明 飛鳥に集ういにしえの文字たち』二〇一〇年

13

- 『改変。(4) 釈文は国立伽耶文化財研究所『韓国の古代木簡 Ⅱ』 二○一七年(韓国)を(4) 釈文は国立伽耶文化財研究所『韓国の古代木簡 Ⅱ』 二○一七年(韓国)を
- 釈文は註14書による

15

簡の世界』雄山閣、二○○六年、市大樹「慶州月城垓字出土の四面墨書木簡」二○○九年、尹善泰 「月城垓字出土新羅木簡に対する基礎的検討」『韓国出土木(16) 李成市 「韓国木簡研究の現在」『東アジア古代出土文字資料の研究』雄山閣、

註

1

『飛鳥藤原木簡の研究』塙書房、二〇一〇年、初出二〇〇八年。 釈文は、李成市 「韓国木簡研究の現在 ―新羅木簡研究の成果を中心に―」

<u>17</u>

- 『東アジア古代出土文字資料の研究』雄山閣、二〇〇九年による。 『漢城で出会う 新羅月城』国立慶州文化財研究所・漢城百済博物館共同企画特
- 18 別展示会図録、二〇一九年(韓国語)。
- <u>19</u> 二〇、二〇一八年(韓国語)。 尹善泰 「月城垓字木簡の研究成果と新出土木簡の判読」『木簡と文字』

ペクドゥヒョン 「月城垓字木簡の吏読資料」『木簡と文字』二〇、二〇一八年

小倉進平前掲註10書

も、「白遣」が吏読である可能性を指摘している。

20

- 釈文は、註18書による。

23  $\widehat{22}$   $\widehat{21}$ 

- 鐘江宏之 「七世紀の地方木簡」『木簡研究』二○、一九九八年。
- 古代木簡の研究』塙書房、一九八三年。 東野治之 「木簡に現れた「某の前に申す」という形式の文書について」『日本
- (25) 關尾史郎 「魏晋簡牘のすがた」 『国立歴史民俗博物館研究報告』 一九四、 二〇一五年。

(国立歴史民俗博物館研究部)

(二〇二〇年一月二六日受付、二〇二〇年七月九日審査終了)